

核軍縮におけるジェンダー主流化

友次 晋介

広島大学平和科学研究センター

Gender Mainstreaming in Nuclear Disarmament

Shinsuke TOMOTSUGU

Institute for Peace Science, Hiroshima University

Abstract

Whereas the goals of gender-mainstreaming were steadily set in many fields especially related to the environment, welfare, and development since the late 1990s, the pace of developing the argument on gender balance in the international arena of nuclear disarmament was very slow. Under such circumstances, United Nation Security Council resolution 1325 (2000) was surely a landmark because the necessity of gender-consciousness was clearly expressed in the field of security issues. The resolution 1325 mainly aimed at promoting gender equality in peacebuilding process after the internal armed conflicts, although activists and experts started to link the gender and the inter-state matters of nuclear disarmament, in line with the spirit of the resolution. Nonetheless, there were still few discussions regarding the gender equality in nuclear disarmament for a decade after that resolution was adopted. It was the presentation by Ms. Mary Olson, policy expert at Nuclear Information and Resource Service who changed the situation. Her presentation at the Vienna Conference on the Humanitarian Impact of Nuclear Weapons in December 2014, demonstrated the evidence that radiation damage could be more serious to women. Her argument encouraged Ireland to advocate gender equality more progressively in the policy field of nuclear disarmament by presenting a working paper titled “Gender,

Development and Nuclear Weapons” to the 2020 NPT Review Conference Preparation Committee held in May 2017. It is also worth mentioning that Olson made a speech at the Vienna Conference on the Humanitarian Impact of Nuclear Weapons that facilitated a discussion for the adoption of the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons. In the preamble of this treaty, significance of gender-mainstreaming was clearly stipulated. Meanwhile, International Law and Policy Institute (ILPI) and United Nations Institute for Disarmament Research (UNDIR) jointly published an influential report “Gender, Development and Nuclear Weapons” in 2016. Gender conscious arguments are considered to be getting more observable from thereafter.

1. はじめに

反核兵器運動において女性は大きな存在感を示してきた。1954年の第五福竜丸事件後の日本の全国的な原水爆禁止運動のうねりの端緒となったのは、東京都杉並区の主婦らによる勉強会であったことはあまりに有名である¹。今日でも、女性運動を推進する草の根の、少なくない団体が同時に反核兵器の主張を掲げている。核兵器禁止条約の成立に向けたロビー活動で大きな成果をあげ、2017年にノーベル平和賞を受賞した「核兵器廃絶国際キャンペーン」、通称 ICAN の指導者ベアトリス・フィン (Beatrice Fihn) も女性である。ICAN の同賞受賞式において演説を行ったのもまた、女性被爆者のサーロー節子 (Setsuko Thurlow) 氏であった。

核兵器に関して一軍縮、不拡散に関するものでさえ一政府の枢要な場では、女性は十分に代表されていない状況に置かれてきた。女性は寧ろ、政府や国家間関係に対置される「市民社会」において、その存在感、影響力を示してきたのである。

しかし、1990年代後半より、全ての政策分野においてジェンダー平等を達成しようとする、所謂「ジェンダー主流化」²が国連を中心とした国際場裏において喧しくなってきた。こうした流れを受け、女性・平和・安全保障に関する「国連安保理決議第1325」が2000年10月に採択された。この決議は、国家間の戦争というよりは、国内あるいは地域の武力紛争下の女性への暴力の防止や、平和構築プロセスにおける女性の参画を念頭に置いたものであった。しかし、安全保障と女性を結び付けた初めての安保理決議として画期的

¹ この過程を丹念に追ったものとして、丸浜江里子『原水禁署名運動の誕生』（凱風社、東京：2011年）。

² 国連経済社会理事会 (ECOSOC) の1997年会合において、ジェンダー主流化は次の通り定義付けられている。すべての領域、全てのレベルにおける立法、政策、または計画を含むあらゆる計画された行動の女性及び男性への含意を評価するプロセス。これは、女性と男性は平等に利益を得て、不平等は永続化されることのないよう、女性並びに男性の関心と経験を、全て

の政治的、経済的及び社会的領における政策及び計画の立案、履行、監督、評価における不可欠な要素にする戦略である。究極の目標はジェンダー平等を達成することである」。United Nations, Office of the Special Adviser on Gender Issues Department of Economic and Social Affairs, Gender Mainstreaming: An Overview (2002). p.1. (<http://www.un.org/womenwatch/osagi/pdf/e65237.pdf>) 2018年2月1日閲覧。

なものであった。同決議の後、安保理は関連する決議を7つも出した。この潮流に即発され、核軍縮の分野でも、ジェンダー主流化の動きを反映するべきとの見解が国連などの場で次第に看取されるようになってきた。

これまで、ジェンダー主流化に関する論説は、開発、環境、教育、国内行政一般に関するものが多く、政府（間）の核軍縮の政策・立案、履行、交渉過程におけるこの問題の潮流について論じているものは、日本においては、管見の限り殆どないと言ってよい³。しかし、この分野におけるジェンダーに関する国際的な議論は無いわけではなく、とくに近年では注目すべき萌芽的な論議もある。本稿では、膨大な先行研究のある平和運動における女性の役割とはひとまず区別して、核軍縮の政策の論議、決定の現場におけるジェンダー主流化に関する議論と取り組みが今日に立ち現れてきた経緯を概観し、この事態が含意する意義を考察する。

2. 国連安保理決議 1325 と核軍縮

2000年10月31日に開催された安全保障理事会4213回会合において採択された同決議は、紛争当事者全てが文民としての女性と少女の権利と保護を行うこと、国際連合の現地活動において軍事監視、文民警察、人権及び人道要員の中に女性の役割と貢献を拡大させること、平和構築における女性の特別なニーズに配慮すること等を求め、国連加盟国に対しては、その実現のための行

動計画を策定するよう呼びかけた⁴。即ち同決議は、国家間の紛争というよりは、明らかに国内紛争を念頭に置いたものであった。先進主要国、例えばG7各国（米英仏加独伊日）が公表してきている行動計画は、それぞれの国情を反映したものではあるが、平和構築への国際社会としての継続的コミットメントのために貢献しうることを主眼に置いているという点では、この決議の元来の趣旨に忠実に準拠してきたと言えるであろう。これらの行動計画を見ても核兵器の文字は見当たらない。

しかし、紛争によって影響を被る女性の政策過程への参画の権利、決定権に光を当てたこの決議の精神は、核軍縮分野に援用されていく重要な契機を持っていた。というのも、この決議は、物理的な差異、(体格、体力などに起因する)脆弱性、固有のニーズゆえに生じる女性の権利擁護の必要性を認め、そうした女性が様々な政策決定、及び履行のプロセスから排除されている状況を是正しなければならないと明確に語ったからである。

安保理決議1325は核軍縮については何ら言及していないものの、国連や国際NGO等の核軍縮に関する政策コミュニティは次第に同決議を参照するようになり、政策過程における女性の包摂に関する議論が始まった。国連軍縮局（UNODA）はその嚆矢であった。同局は2001年、ジェンダー主流化を自らの業務に包摂することを開始、同時に以下の6冊にわたる説明書（Briefing Notes）のシリーズを相次ぎ公表した⁵。

³ 例えば、2011年に活動を開始した日本軍縮学会の研究大会におけるパネル発表、及び学会誌『軍縮研究』において、市民社会の役割に焦点があてられることがあってもジェンダーの観点から議論されたものは2018年3月現在ではない。

⁴ Security Council resolution 1325 (2000) [on women and peace and security]

www.un-documents.net/sr1325.htm、及び安全保障理事会決議1325（国連広報センター暫定訳）
www.unic.or.jp/files/s_res_1325.pdf、2018年2月1日閲覧

⁵UNODA Website,
<https://www.un.org/disarmament/topics/gender/gender-perspectives/>.

『大量破壊兵器に関するジェンダーの観点』
『平和と武装解除への女性のアドボカシー』
『小型兵器に関するジェンダーの観点』
『武装解除・動員解除・社会復帰 (DDR) に関するジェンダーの観点』
『地雷に関するジェンダーの観点』
『武装解除と開発に関するジェンダーの観点』

国内紛争を主眼に置く安保理決議 1325 の持つ固有の性格から、6冊のうち5冊までは主に国内紛争と平和構築に関連するものである。しかし、核兵器についても、『大量破壊兵器に関するジェンダーの観点』において論じている。この文書は大量破壊兵器（核兵器、化学兵器、生物兵器）についてのものだが、その内容の大半は核兵器に関するものである。

同文書は、ジェンダー的観点として①「変化への支持」、②「政治的な意思決定への男女のアクセス」、③「技術的な意思決定と技術的専門性への男女のアクセス」、④「性と生殖に関する健康についての諸問題」、⑤「戦争、兵器及びマッシュョ主義 (masculinity)」⁶を挙げている（番号は便宜的に筆者が付けた）⁷。①「変化への支持」では、好戦性に男女差があるとの証拠はないものの、女性が母親としての経験などから平和運動を正当化し、支えてきたことが指摘されている。②と③は、男性が支配する政治的、技術的な決定過程への女性の参画促進についての指摘である。④については女性固有の問題、⑤は後天的に形成された「男らしさ」の価値観と戦争の相関についての言

2018年2月1日閲覧。

⁶ Masculinity は通例、男らしさ、男性性などと訳されるがこれでは生来のものか、後天的なものかわかりづらい（本論文では後者を含意する）。この言葉の形容詞、Masculine は、筋肉を意味する *musculus* というラテン語が派生したものであるので、マッシュョ主義という言葉をあてておいた。

⁷ Gender Perspectives on Weapons of Mass Destruction, <https://unoda-web.s3->

及である。この説明書『大量破壊兵器に関するジェンダーの観点』は、核軍縮とジェンダーを結び付ける今日の議論における論点を網羅している、非常によく整理された文書であった。

だが、その後しばらくの間、どういうわけか、核軍縮へのジェンダー平等の目立った議論は見られなくなった。理由の一つは恐らく、女性や子どもが虐殺や性暴力などの「選択的な」標的になりうる国内紛争と異なり、瞬時かつ無差別に破壊しつくす核軍縮の政策分野においては、ジェンダー平等に特化した議論を優先的かつ喫緊に行う必要性がなかなか認知されにくかったことがあったと思われる。核軍縮におけるジェンダー平等に関する議論が再活性化するのは、筆者の見るところ、2011年以後である。これは福島第一原子力発電所の事故と無関係ではない。このことについて次節で述べよう。

3. Mary Olson の議論とその影響

核軍縮の政策分野でジェンダー平等に関する議論が再活性化する契機となったのは、2013～2014年まで3度にわたり開催された「核兵器の人道的影響に関する国際会議」の第3回大会（2014年12月、オーストリア政府主催）において行われたメアリー・オルソン (Mary Olson) による発表であった⁸。

オルソンの発表は、核兵器が使用された場合、その影響被害は男女に有意な差異が認められる

accelerate.amazonaws.com/wp-content/uploads/assets/HomePage/gender/docs/note1.pdf, 2018年2月1日閲覧。

⁸ Mary Olson, War of Human Consequences, Handout Material, https://ratical.org/radiation/NuclearExtinction/HINW14_S1_MaryOlson.pdf, 2018年2月1日閲覧。

こと、女性により大きな身体影響が出ることを強調した点が特徴であった。被爆したとき、新生児から5歳であった男子と女子を比較すると、女子のほうが癌の発症率が2倍高かったというのである。

オルソンの発表が依拠したものの一つは、彼女が所属する米国の反核運動団体、「核情報資料サービス (NIRS)」が、福島第一原子力発電所の過酷事故に触発され、2011年10月に刊行したブリーフィング・ペーパーである。だが、このペーパーはもともと全米科学アカデミー(NAS)の2006年の研究成果に注目したものであった。また、彼女がその発表において参照したもう一つの根拠は、米国環境保護庁(EPA)の委託により、全米科学アカデミーが組織した「低レベル電離放射線被ばく健康リスク評価のための委員会」による調査報告書、通称BEIR VIIであった⁹。彼女は、この報告書の著者の一人で、エネルギー環境研究所(IEER)の所長であるアルジャン・マキジャーニ(Arjun Makhijani)博士が取り纏めたものに基づき、自らの解釈も加えて発表を行ったのである。

したがって、オルソンの発表は、それまでの科学者たちの先行研究の研究成果を再解釈したものであり、厳密にデータを自ら集めたわけではなく、その意味ではオリジナルなものとは言えない。しかし、オルソンの発表の意義は、それを国際公共政策の場裏に公論化したこと、そして安保理決議1325の精神を、核軍縮分野に適用しうることを明示的に示したことにあった。

前述のとおり、もともと同決議は、女性の受け

る被害が大きいのに、様々な政策決定、及び履行のプロセスの中に女性が十分に参画できていない状況を是正する必要性を明確に謳ったことに、その重大な意義があった。しかし、女性や子どもが虐殺や性暴力などの「選択的な」標的になりうる国内紛争と異なり、瞬時かつ無差別に破壊しつくす核軍縮の政策分野においては、ジェンダー平等に特化した議論を優先的、喫緊に行う必要性は長らく認知されにくい状況にあった。彼女の発表は、核兵器使用の有害性が、女性においてより顕著に表れることを明確に示すことで、こうした状況を変えたのだった。つまり、オルソンの発表は、上に述べたような安保理決議1325の精神が、核の政策分野においても等しく尊重されなければならないことを明白にしたことに意義があった。これは、従来広く認められる平和志向の女性としての立場表明というよりは、代表されていない、排除されてきたという女性としての抗議の意思表示でもあった。

オルソンの発表のインパクトは決して小さいものではなかった。アイルランド、オーストリア、コスタリカ、デンマーク、スウェーデン、トリニダード・トバゴの各国連政府代表部が2015年5月5日に共催した、NPT再検討会議のサイドイベント「ジェンダーと核兵器」でも彼女は発表者の一人として登壇した。この、イベントにおいて同じく発表したスウェーデンのヘンリック・サランダー(Henrik Salander)元軍縮大使は次のように発言した¹⁰。

⁹ Committee to Assess Health Risks from Exposure to Low Levels of Ionizing Radiation Board on Radiation Effects Research Division on Earth and Life Studies NATIONAL RESEARCH COUNCIL OF THE NATIONAL ACADEMIES, *Health Risks from Exposure to Low Levels of Ionizing Radiation BEIR VII Phase 2* (2006) <https://www.nap.edu/catalog/11340/health-risks->

[from-exposure-to-low-levels-of-ionizing-radiation](#) でダウンロード可能。

¹⁰ Gender and Nuclear Weapons NPTRC, New York 5 May 2015 Amb. Henrik Salander, Sweden <https://www.genderandradiation.org/wp-content/uploads/2017/05/Amb.-Henrik-Salander-remarks-Gender-and-Nuclear-Weapons.pdf>

私に最も衝撃を与えたのは、メアリー・オルソンの発見の明白であることでもあります、被ばくに対して女性が男性よりもリスクに晒されることという、私がこれまで考えたことも読んだこともなかった[彼女の]認識であります。

また、ウィーンのアイルランド政府常駐代表部は、2017年5月2日～12日の日程で同地において開催された2020年NPT再検討会議の準備委員会に対し、作業文書『ジェンダー・開発・核兵器』を提出した¹¹。この文書において同代表部は「核兵器のジェンダー化された影響の問題に関し、本邦作業の我々の最初のインスピレーションは、2014年12月にウィーンで開催された核兵器の人的影響に関する国際会議においてNIRSのメアリー・オルソンが行った発表に由来している」ことを告白している¹²。

さらに同代表部は、「オルソン女史は、電離放射線の線量は男性と女性に等しく影響を与えないことを示した明白な科学的な証拠を提示している」と述べるとともに、「ジェンダー平等は、アイルランドの外交政策にとって、安保理決議1325に即した積年の横断的課題である」とし、「NPTの文脈における我々の作業にとり、この問題が最重要課題であると考えている」と主張している¹³。このような記述からも、オルソンの発表インパクトの大きさを窺い知ることができよ

う。

オルソンの発表が核兵器禁止条約の国際世論形成に貢献した「核兵器の人的影響に関する国際会議」の場においてなされたことは存外重要である。核兵器禁止条約の前文において、「平等かつ完全に効果的な女性と男性双方の参加は持続性ある平和と安全の促進・達成の重要な要素であり、核軍縮における女性の効果的な参加の支持と強化に取り組むことを再確認」することが謳われている（下線筆者）¹⁴。こうして、核軍縮分野のジェンダー主流化の必要性は国際的にも、条約という最も強力な形式をとって明示的に示されたのである。

上述の2020年NPT再検討会議の準備委員会に際しては、欧州連合（EU）も5月2日付の長大な声明の一部ではあるが以下の通り述べており、核兵器禁止条約の前文にジェンダーのことが明記されたことや、アイルランド政府の主張の影響があったと推測される¹⁵。

ジェンダー平等の促進、ジェンダーへの意識と女性のエンパワメントは、軍縮・不拡散分野においても、EUにとってのもう一つの主要な優先事項として残っている。EUは安保理決議1325及び、女性、平和、安全保障を前進させることを目的としたその他の関連決議の完全履行にコミットしている。

¹¹ Gender, Development and Nuclear Weapons Working Paper presented by Ireland to the Preparatory Committee of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons Vienna, May 2017, <https://www.dfa.ie/media/dfa/alldfawebsitemedia/ourrolesandpolicies/int-priorities/humanrights/Gender-Development-and-Nuclear-Weapons.pdf>, 2018年2月1日閲覧。

¹² 同上。

¹³ 同上。

¹⁴ UN Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons

(full text) ICAN Website, www.icanw.org/treaty-on-the-prohibition-of-nuclear-weapons/, 2018年2月1日閲覧。

¹⁵ Preparatory Committee for the 2020 NPT Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons (NPT) - EU Statement on Cluster Issues Vienna, 02/05/2017 - Statements on behalf of the EU, https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage/26119/preparatory-committee-2020-npt-review-conference-parties-treaty-non-proliferation-nuclear_en, 2018年2月1日閲覧。

こうして、EU までもが NPT 再検討会議の準備委員会においてジェンダー平等を謳い始めた。安保理決議 1325 と核軍縮の接点に関する議論は UNODA がその先鞭をつけたものの、長らく低調であった。しかし、福島第一原子力発電所の事故に多分に触発されてオルソンが行った、放射線影響の男女への影響差に関する発表は、核軍縮分野におけるジェンダー主流化の国連等における議論促進を後押ししたのである。

4. 国際法政策研究所(ILPI)及び国連軍縮研究所(UNIDR) による報告書

オルソン報告と同様、核軍縮の国際的な政策の現場におけるジェンダー平等に関する機運の向上に寄与したのは、ノルウェーのオスロに拠点を置く ILPI と国連の独立調査機関である UNIDR が共同で取り纏め、公表した報告書『ジェンダー、開発、及び核兵器—共通目標、共通の関心』である。同報告書の構成であるが、以下の通りとなっている。

要約

1. イントロダクション
2. 核兵器、ジェンダー、及びグローバル目標
 - 2.1 持続可能な開発と人権
 - 2.2 女性、平和、安全保障
3. 核兵器爆発のジェンダー影響
 - 3.1 生物的影響
 - 3.2 ジェンダー固有の影響
 - 3.2.1 心理的影響
 - 3.2.2 避難及び土地を離れること (Displacement)
 - 3.2.3 文化及び先住民の権利

3.2.4 社会的スティグマ及び差別

3.2.5 その他文化的及び社会的影響

3.2.6 環境影響

4. ジェンダーと核兵器の言説

5. 多国間フォーラムにおけるジェンダー不均衡

5.1 外交代表団における女性の割合

5.2 代表団トップにおける女性

6. ジェンダー不均衡は核軍縮においてなぜ問題なのか

6.1 公正と平等

6.2 効果

6.3 課題と言説

7. 結論的な考え

第 1 章は、2014 年国連第一委員会及び 2015 年 NPT 再検討会議の開催期に加盟国政府が主催したサイドイベントの役割に言及している。核兵器の人的影響に関する国際的な関心が近年になって高まる中で、これらのイベントが、ジェンダーと開発の観点にまで焦点を当て始めたことを指摘する。

第 2 章は、ジェンダー平等が持続可能な開発に関わる文脈で特に取り上げられてきたことを示したうえで、活動家や研究者が大量破壊兵器とジェンダー平等の連関についてしばしば言及してきたことについて指摘している。

続く第 3 章は、核兵器爆発にともなうジェンダー影響について考察したものであるが、抑制的なトーンで、身体的なものにとどまらない広範な側面に触れている点の特徴である。瞬時の核爆発影響は男女間に変わりはない一方、放射線影響には男女で差があると述べている。社会的、文化的な側面にも言及している。チェルノブイリ事故の際に欧州の殆どの国において、男性より女性のほうが心的ストレスを感じたことや、米国のスリーマ

イルアイランド原子力発電所事故の際に、ペンシルバニア州知事に避難退去を要請された乳幼児を持つ母親に大きな心的ストレスがあったことなどについて言及している。また、マーシャル諸島の女性が米国の核実験後に屈辱的検査を受けたと主張していることや、広島、長崎で被爆した女性が社会的スティグマ（主に社会学用語で烙印、汚名を着せること）を経験したことなどについて触れている。

第4章は核軍縮におけるジェンダー的観点を持ち込む動きは1980年代からあったことを見て取り、しかしながら政策決定における「主流化」は非常にゆっくりと進行したことを指摘している。核軍縮問題の政策決定に於いて、ジェンダー主流化は多様な視点、深い洞察を得る上で有益であることを示唆している。

文献研究の趣のある第4章までとは異なり、第5章は核軍縮における政策決定、論議の場におけるジェンダー不均衡について、独自の調査に基づき、様々な具体的な数値による調査結果を示しているという点で、この報告書の肝となる部分である。

これによれば、2015年NPT再検討会議における外交団において男性が73.5%を占めるなど、核兵器を含む安全保障課題に関する多国間フォーラム¹⁶においては、男性が依然として過大に代表しており（heavily over-represented）、その反面女性は十分代表していない（under-represented）状況である。その一方で、NPT再検討会議における女性の比率は1980年の7%から2015年の27%に増加するなど、多国間フォーラムにおける女性の比率はここ数十年で増加している。

第6章はそのタイトルのとおり、なぜ核軍縮においてジェンダーが問題になるのかについて簡潔に述べている。報告書によれば、女性の参画は、平等や公正との観点から重要でそれは基本的人権にかかわることである。そして、多様な個人の参画がグループの将来予測、及び問題解決をより効果的なものへとすることなのである。

第7章は結語であり、第6章までの要点を繰り返して述べたものである。核軍縮のジェンダーの観点の重要性と必要性について論じ、女性が依然として十分に参与できていないという現状について改めて述べている。

以上の報告書は、本稿の前節で取り上げたアイルランドのウィーン常駐代表部の作業文書『ジェンダー・開発・核兵器』においても、取り上げられている。それによれば、同報告書は2016年10月の国連総会第一委員会¹⁷のサイドイベントにおいて初めて配布され、2017年開催の「2020年NPT運用再検討会議」準備委員会においてアイルランド及びスウェーデン両国政府によって、「再打ち上げ」（“relaunch”）されるとのことであった¹⁸。したがって、この報告書は少なくとも上記二カ国がこの報告書を熱心に取り上げており、また多くの国連加盟国がその存在を知っていることは間違いなく、その意味では一定の影響力があつたと考えられる。

5. 考察と結論

これまで見た通り、国連安保理決議1325は安全保障分野にジェンダー主流化を持ち込んだ重

¹⁶ ILPI と UNIDR の報告書は「フォーラム」を厳密に定義付けておら、討論や決定をする場くらいの意味で使っている。

¹⁷ 軍縮・国際安全保障関係の全てのテーマを議論する国連総会の補助機関で国連の全加盟国が参加できる。

¹⁸ Gender, Development and Nuclear Weapons Working Paper presented by Ireland to the Preparatory Committee of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons Vienna, May 2017,前掲。

要な決定であった。しかし同決議を受けて UNODA がまとめた説明書において論点整理がなされたにもかかわらず、核軍縮のジェンダー主流化の議論は、すぐには深まっていかなかった。この状況を 2014 年のメアリー・オルソンの発表が変えた。男性より女性のほうが核兵器影響は大きいとの彼女の主張は反響を呼び、これに触発される形で、アイルランド、スウェーデンが核兵器とジェンダー平等の問題を熱心に取り上げるようになった。

オルソンの発表が核兵器禁止条約の国際世論形成に貢献した「核兵器の人道的影響に関する国際会議」の場においてなされたことは重要であった。核兵器禁止条約の条文においてもジェンダーの要素が取り入れられたことで、この問題が国際的により強力な形で認知された。核軍縮の政策場裏における、女性の参画は今後ますます拡大していくものと考えられる。

確かに、基本的人権の観点から女性の参画は当然のことであり、不十分な現状を変えていくことは望ましいことであろう。しかしながら、このことが核軍縮の政策的方向性にどのような具体的な影響を与えるのか、という点については现阶段では必ずしも明らかではない。英国のテリーザ・メイ (Theresa May) 首相は 2016 年 7 月、議会でスコットランド国民党 (SNP) のジョージ・ケレバン (George Kerevan) の挑戦を受けた。彼は、「何十万人もの男女、子どもを殺傷するかもしれない核攻撃を許可する準備はできているのですか」と尋ねたのである¹⁹。メイ首相は、「はい」と

答え、「そして、抑止の核心は、我々がそれを使用する準備のあることを敵が知る必要があるということなのです」と答えた²⁰。メイ首相はまた、英国が核兵器をスクラップにすることは、「全くもって無責任」で英国のトライデントミサイルの反対者を非難した²¹。

女性が男性より生来、顕著に好戦的ではないという決定的な証拠はない。問題は恐らく、「力」に依存する多分に後天的な「男らしさ」なのである。核軍縮における女性の参画促進が、自動的かつ直ちに平和志向の政策を導くわけではない。

パキスタンの安全保障の研究者サルマ・マリク (Salma Malik) は、核兵器、原子力平和利用の問題を扱う老舗の雑誌 *Bulletin of Atomic Scientists* の 2014 年 5 月 14 日付の論説で、ジェンダー主流化が核兵器の政策分野に与える含意についてやや冷めた見方を示している²²。

彼女たちは男性の交渉相手に対し同等であることを証明せねばならず、或いは少なくともジェンダー中立的に思われるように努力しなくてはならない。結果として、女性は厳しく、タカ派的で、“マッチョ的” (“masculine”) なペルソナ (外的人格) をしばしば帯びる。

(中略)

女性が孤立した声に関わるだけなら、核政策は正しくは男子だけのクラブであるとの神話を吹き飛ばすことは絶対にできないであろう。

¹⁹ *Independent*, July 18, 2016, “Theresa May says she would kill '100,000 men, women and children' : Previous prime ministers have avoided answering the hypothetical question of whether they would ever press the nuclear button” www.independent.co.uk/news/uk/politics/theresa-may-trident-debate-nuclear-bomb-ves-live-latest-news-a7143386.html, 2018 年 2 月 1 日閲覧。

²⁰ 同上。

²¹ 同上。

²² Salma Malik, Women: From opinion makers to policy makers, *Bulletin of Atomic Scientists*, <https://thebulletin.org/women-and-nuclear-weapons-policy7165>

マリクは女性の生来の平和志向を否定しているわけではない。「男らしさ」が支配する安全保障の政策過程において女性が単独で参画しても、この世界の文化はなかなか変化させることはできないと述べているだけである。

具体的な政策の変化を予測することは難しい。しかし、女性と男性が全面的に等しく参画できるということは、多様性が担保されるということであり、異なる存在を包摂するという行為自体が、やがては「力」を信奉する安全保障の文化に変化をもたらしうるのである。核軍縮の政策分野にもジェンダー主流化の波は到来したかに見える。個別具体的な変化がどう表れるかは今後の分析と議論を待たなければならない。しかし、女性が「男らしく」ふるまう必要がないほどに、ジェンダー平等が進展することが、とりわけ安全保障の分野においては望まれるところである。